

香川県報目録

平成十五年十月

第九〇七〇号から
第九〇七八号まで
号外（一七、二四、二八）

平成十五年十一月四日第九〇七九号付録

番号	題名	日	報
			号
五七	生活保護法の規定による医療扶助担当機関の指定	〃	〃
五六	生活保護法の規定による指定医療機関を廃止した旨の届出	〃	〃
五五	生活保護法の規定による指定医療機関を廃止した旨の届出	〃	〃
五〇	道路の区域変更	〃	〃
四九	道路の区域変更	〃	〃
四八	昭和三十四年香川県告示第二百六十三号（指定代理金融機関及び収納代理金融機関が取り扱う事務並びに指定金融機関等の名称及び位置等）の一部改正	〃	〃
四七	瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の設置の許可申請	〃	七
四六	瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の設置の許可申請	〃	七
四五	瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の設置の許可申請	〃	〃
四四	瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の設置の許可申請	〃	〃
四三	瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の設置の許可申請	〃	〃
四二	瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の設置の許可申請	〃	〃
四一	瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の設置の許可申請	〃	〃
四〇	瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の設置の許可申請	〃	〃
三九	瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の設置の許可申請	〃	〃
三八	瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の設置の許可申請	〃	〃
三七	瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の設置の許可申請	〃	〃
三六	瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の設置の許可申請	〃	〃
三五	瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の設置の許可申請	〃	〃
三四	瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の設置の許可申請	〃	〃
三三	瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の設置の許可申請	〃	〃
三二	瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の設置の許可申請	〃	〃
三一	瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の設置の許可申請	〃	〃
三〇	瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の設置の許可申請	〃	〃
二九	瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の設置の許可申請	〃	〃
二八	瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の設置の許可申請	〃	〃
二七	瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の設置の許可申請	〃	〃
二六	瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の設置の許可申請	〃	〃
二五	瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の設置の許可申請	〃	〃
二四	瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の設置の許可申請	〃	〃
二三	瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の設置の許可申請	〃	〃
二二	瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の設置の許可申請	〃	〃
二一	瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の設置の許可申請	〃	〃
二〇	瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の設置の許可申請	〃	〃
一九	瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の設置の許可申請	〃	〃
一八	瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の設置の許可申請	〃	〃
一七	瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の設置の許可申請	〃	〃
一六	瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の設置の許可申請	〃	〃
一五	瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の設置の許可申請	〃	〃
一四	瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の設置の許可申請	〃	〃
一三	瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の設置の許可申請	〃	〃
一二	瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の設置の許可申請	〃	〃
一一	瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の設置の許可申請	〃	〃
一〇	瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の設置の許可申請	〃	〃
九	瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の設置の許可申請	〃	〃
八	瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の設置の許可申請	〃	〃
七	瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の設置の許可申請	〃	〃
六	瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の設置の許可申請	〃	〃
五	瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の設置の許可申請	〃	〃
四	瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の設置の許可申請	〃	〃
三	瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の設置の許可申請	〃	〃
二	瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の設置の許可申請	〃	〃
一	瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の設置の許可申請	〃	〃

五一	銃猟禁止区の指定	〃	〃	六〇	道路の供用開始	〃	〃
五二	公有水面埋立承認	〃	〃	六一	道路の供用開始	〃	〃
五三	生活保護法の規定による医療扶助担当機関の指定	〃	〃	六二	道路の供用開始	〃	〃
五四	生活保護法の規定による指定医療機関を廃止した旨の届出	〃	〃	六三	道路の位置指定	〃	〃
五五	生活保護法の規定による介護扶助担当機関の指定	〃	〃	六三	有害図書	〃	〃
五六	生活保護法の規定による介護扶助担当機関の指定	〃	〃	六四	瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の構造等の変更の許可申請	〃	三 六六
五七	生活保護法の規定による指定介護機関を廃止した旨の届出	〃	〃	六五	生活保護法の規定による医療扶助担当機関の指定	〃	〃
五八	生活保護法の規定による指定介護機関を廃止した旨の届出	〃	〃	六六	生活保護法の規定による医療扶助担当機関の指定	〃	〃
五九	生活保護法の規定による介護扶助担当機関の指定の辞退	〃	〃	六七	生活保護法の規定による指定医療機関を廃止した旨の届出	〃	〃
五〇	道路の区域変更	〃	〃	六八	生活保護法の規定による指定医療機関を廃止した旨の届出	〃	〃
五一	道路の区域変更	〃	〃	六九	生活保護法の規定による指定医療機関を廃止した旨の届出	〃	〃
五二	道路の区域変更	〃	〃	七〇	介護保険法の規定による事業所の名称又は所在地の変更の届出	〃	〃
五三	道路の供用開始	〃	〃	七一	介護保険法の規定による事業所の廃止の届出	〃	〃
五四	道路の位置指定	〃	〃	七二	介護保険法の規定による指定の辞退の届出	〃	〃
五五	道路の位置指定	〃	〃	七三	昭和三十九年香川県告示第二百六十五号（香川県立病院の使用料及び手数料）の一部改正	〃	〃
五六	平成十五年度の香川県一般会計及び特別会計の予算補正	〃	〃	七四	都市公園の区域の変更	〃	〃
五七	字の区域に編入する旨の届出	〃	三 号外	七五	土地収用法の規定による事業の認定	〃	〃
五八	保安林の指定の解除予定の通知	〃	〃	七六	道路の区域変更	〃	〃
五九	公有水面埋立承認	〃	〃	七七	道路の位置指定	〃	〃
六〇	道路の供用開始	〃	〃	七八	昭和三十四年香川県告示第二百六十三号（指定代理金融機関及び収納代理金融機関が取り扱う事務並びに指定金融機関等の名称及び位置等）の一部改正	〃	〃
六一	瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の設置の許可申請	〃	〃	七九	昭和三十四年香川県告示第二百六十三号（指定代理金融機関及び収納代理金融機関が取り扱う事務並びに指定金融機関等の名称及び位置等）の一部改正	〃	〃
六二	生活保護法の規定による介護扶助担当機関の指定	〃	〃	八〇	昭和三十四年香川県告示第二百六十三号（指定代理金融機関及び収納代理金融機関が取り扱う事務並びに指定金融機関等の名称及び位置等）の一部改正	〃	〃
六三	生活保護法の規定による指定介護機関を廃止した旨の届出	〃	〃	八一	昭和三十四年香川県告示第二百六十三号（指定代理金融機関及び収納代理金融機関が取り扱う事務並びに指定金融機関等の名称及び位置等）の一部改正	〃	〃
六四	介護保険法の規定による事業者の指定	〃	〃	八二	昭和三十四年香川県告示第二百六十三号（指定代理金融機関及び収納代理金融機関が取り扱う事務並びに指定金融機関等の名称及び位置等）の一部改正	〃	〃
六五	平成十五年度の香川県一般会計予算補正（専決処分）	〃	〃	八三	昭和三十四年香川県告示第二百六十三号（指定代理金融機関及び収納代理金融機関が取り扱う事務並びに指定金融機関等の名称及び位置等）の一部改正	〃	〃
六六	保安林の指定の解除予定の通知	〃	〃	八四	昭和三十四年香川県告示第二百六十三号（指定代理金融機関及び収納代理金融機関が取り扱う事務並びに指定金融機関等の名称及び位置等）の一部改正	〃	〃
六七	保安林の指定の解除予定の通知	〃	〃	八五	昭和三十四年香川県告示第二百六十三号（指定代理金融機関及び収納代理金融機関が取り扱う事務並びに指定金融機関等の名称及び位置等）の一部改正	〃	〃
六八	漁業共済契約の締結の申込みについての同意の成立	〃	〃	八六	昭和三十四年香川県告示第二百六十三号（指定代理金融機関及び収納代理金融機関が取り扱う事務並びに指定金融機関等の名称及び位置等）の一部改正	〃	〃
六九	昭和六十三年香川県告示第七百二号（漁業災害補償法の規定による漁業共済加入区の設定）の一部改正	〃	〃	八七	昭和三十四年香川県告示第二百六十三号（指定代理金融機関及び収納代理金融機関が取り扱う事務並びに指定金融機関等の名称及び位置等）の一部改正	〃	〃

五二	土地改良事業の適否決定	〃	〃
五三	土地改良事業の適否決定	〃	〃
五四	土地改良事業計画変更の適否決定	〃	〃
五五	土地改良事業計画変更の認可	〃	〃
五六	土地改良事業計画変更の同意	〃	〃
五七	土地改良事業計画変更の同意	〃	〃
五八	土地改良事業計画変更の同意	〃	〃
五九	土地改良区の定款の変更の認可	〃	〃
六〇	土地改良区の役員の退任の届出	〃	〃
六一	土地改良事業の工事完了の届出	〃	〃
六二	土地改良事業に係る換地処分届出	〃	〃
六三	開発行為に関する工事の完了	〃	〃
六四	特定非営利活動法人の設立の認証の申請	一〇	九〇三
六五	土地改良事業の適否決定	〃	〃
六六	土地改良事業計画変更の適否決定	〃	〃
六七	土地改良事業計画変更の適否決定	〃	〃
六八	土地改良区の役員の就退任の届出	〃	〃
六九	土地改良区の役員の就退任の届出	〃	〃
七〇	土地改良区の役員の住所変更の届出	〃	〃
七一	開発行為に関する工事の完了	〃	〃
七二	落札者等の公示	一四	九〇三
七三	開発行為に関する工事の完了	〃	〃
七四	一般競争入札の実施	〃	〃
七五	土地改良区連合の役員の住所変更の届出	一七	九〇四
七六	土地改良区連合の役員の就退任の届出	〃	〃
七七	特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請	二	九〇五
七八	土地改良事業の適否決定	〃	〃
七九	土地改良事業計画変更の適否決定	〃	〃
八〇	土地改良事業の認可	〃	〃
八一	土地改良事業の同意	〃	〃
八二	土地改良区の役員の就退任の届出	〃	〃
八三	土地改良区の役員の住所変更の届出	〃	〃

六三	土地改良事業の工事完了の届出	〃	〃
六四	土地改良事業に係る換地処分届出	〃	〃
六五	香川中央都市計画事業高松港頭土地区画整理事業施行条例の規定による保留地の処分に係る抽せん公告	〃	〃
六六	特定非営利活動法人の設立の認証の申請	二四	九〇六
六七	一般競争入札の実施	〃	〃
六八	平成十五年度准看護師試験の実施	〃	〃
六九	開発行為に関する工事の完了	〃	〃
七〇	開発行為に関する工事（公共施設）の完了	〃	〃
七一	香川県都市計画公聴会の中止	〃	〃
七二	香川県都市計画公聴会の中止	〃	〃
七三	香川都市計画公聴会の中止	〃	〃
七四	香川都市計画公聴会の中止	〃	〃
七五	大規模小売店舗立地法の規定による変更の届出	二六	九〇七
七六	土地改良事業の適否決定	〃	〃
七七	土地改良事業の認可	〃	〃
七八	土地改良事業の認可	〃	〃
七九	土地改良区の役員の就退任の届出	〃	〃
八〇	土地改良区の役員の就退任の届出	〃	〃
八一	土地改良区の役員の退任の届出	〃	〃
八二	土地改良事業の適否決定	三	九〇八
八三	土地改良事業の適否決定	〃	〃
八四	土地改良区の役員の就退任の届出	〃	〃
八五	土地改良事業に係る換地処分届出	〃	〃
八六	教育委員会規則	〃	〃
八七	香川県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則	二四	九〇九
八八	選挙管理委員会規則	〃	〃
八九	選挙管理委員会規則	〃	〃
九〇	最高裁判所裁判官国民審査事務取扱規程の一部を改正する規則	三	九一〇
九一	選挙管理委員会告示	〃	〃

五	公職選挙法施行令の規定による老人ホームの長が不在者投票管理者となるべき老人ホームの指定	三	七〇七〇	二六	衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙運動に従事する者に対し支給することができる実費弁償の最高額等	〃	〃
六	衆議院小選挙区選出議員選挙において政見放送を行うことができる一般放送事業者等	七	七〇七二	二七	衆議院小選挙区選出議員選挙における政見放送の順序を定めるために行うくじの日時及び場所	〃	〃
七	政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出	四	七〇七三	二八	最高裁判所裁判官国民審査における審査分会長及びその職務代理者の選任	〃	〃
八	政治資金規正法の規定による政治団体の解散等の届出	〃	〃	二九	最高裁判所裁判官国民審査において用いる投票用紙の様式	〃	〃
九	政治資金規正法の規定による政治団体の解散等の届出	〃	〃	三〇	最高裁判所裁判官国民審査において用いる点字による投票の投票用紙の様式	〃	〃
一〇	政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出	〃	〃	三一	最高裁判所裁判官国民審査の投票用紙等に押すべき印	〃	〃
一一	個人演説会等を開催することができる施設として指定した旨の報告	〃	〃	三二	最高裁判所裁判官国民審査における審査分会の日時及び場所	〃	〃
一二	衆議院小選挙区選出議員選挙に係る選挙人名簿の登録基準日等	四	七〇七六	三三	衆議院小選挙区選出議員選挙香川県第一区選挙長告示	〃	〃
一三	衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙長及びその職務代理者の選任	六	号外	一	衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙会の日時及び場所	六	号外
一四	衆議院比例代表選出議員選挙における選挙分会長及びその職務代理者の選任	〃	〃	二	衆議院小選挙区選出議員選挙香川県第二区選挙長告示	〃	号外
一五	衆議院小選挙区選出議員選挙において用いる投票用紙の様式	〃	〃	一	衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙会の日時及び場所	六	号外
一六	衆議院比例代表選出議員選挙において用いる投票用紙の様式	〃	〃	二	衆議院小選挙区選出議員選挙香川県第二区選挙長告示	〃	号外
一七	衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙の投票用紙等に押すべき印	〃	〃	一	衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙会の日時及び場所	六	号外
一八	衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙会の日時及び場所	〃	〃	二	衆議院小選挙区選出議員選挙香川県第二区選挙長告示	〃	号外
一九	衆議院比例代表選出議員選挙における選挙分会の日時及び場所	〃	〃	一	衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙会の日時及び場所	六	号外
二〇	衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙長の事務を取り扱う場所	〃	〃	二	衆議院小選挙区選出議員選挙香川県第二区選挙長告示	〃	号外
二一	衆議院小選挙区選出議員選挙において候補者がポスター掲示場にポスターの掲示を開始できる期日	〃	〃	一	衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙会の日時及び場所	六	号外
二二	衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙公報の掲載文の掲載順序を定めるために行うくじの日時及び場所	〃	〃	二	衆議院小選挙区選出議員選挙香川県第二区選挙長告示	〃	号外
二三	衆議院比例代表選出議員選挙における選挙公報の掲載文の掲載順序を定めるために行うくじの日時及び場所	〃	〃	一	衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙会の日時及び場所	六	号外
二四	衆議院比例代表選出議員選挙における名簿届出政党等の名称及び略称等の掲示等の掲載の順序を定めるために行うくじの日時及び場所	〃	〃	二	衆議院小選挙区選出議員選挙香川県第二区選挙長告示	〃	号外
二五	衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額	〃	〃	一	衆議院比例代表選出議員選挙香川県第二区選挙長告示	〃	号外

一 衆議院比例代表選出議員選挙における選挙分会の選挙立会人を定める
ために行うくじの日時及び場所

三六号外

選挙管理委員会公告

四 衆議院小選挙区選出議員選挙における立候補予定者及び候補者届出予
定政党に対する説明会の日時等

七九七

五 衆議院小選挙区選出議員選挙における政見放送の日時等

三六号外

監査委員公表

三 監査結果に基づく措置の公表

七九七

四 監査結果に基づく措置の公表

一〇九七

四 監査結果に基づく措置の公表

〃〃

五 監査結果に基づく措置の公表

〃〃

正誤

六 平成十五年五月二十三日（香川県報第九〇三二号）香川県告示第百
六号中訂正

四九七

